令和４年度　第１回荒尾市いじめ防止対策審議会　議事摘録

日　時：	令和４年８月３０日（火）　午後６時００分～午後７時００分
場　所：	荒尾市役所　東別館　４３号会議室
出席者：	荒尾市いじめ防止対策審議会　委員　５名 八ッ塚　一郎　氏（熊本大学　教育学部　教授）・中尾　哲郎　氏（中尾総合法律事務所　弁護士） 伊藤　友紀子　氏（カウンセリングルーム・フリースクール・サポート校　ソフィア　施設長）・ 水間　宗幸　氏（九州看護福祉大学　専任講師）・緒方　明　氏（有働病院　院長）
欠席者：	なし
事務局：	【荒尾市教育委員会】浦部眞教育長・橋本張幸教育次長兼教育振興課長・村上豊優教育審議員兼学校教育課長・ 学校教育課　池田祐樹指導主事・教育振興課　畑山鉄也課長補佐兼学務係長・ 教育振興課　山下参事

《内容》

1.　開会

それでは、定刻となりましたので、荒尾市いじめ防止対策審議会を開会いたします。なお、本日の会議は、委員の過半数の出席がございますので、いじめ問題対策連絡会議等条例第１２条第３項に基づき成立したことをご報告いたします。

2.　教育長挨拶

委員の先生方におかれましては、大変御多用の中、夕方ということで、それぞれのお立場でのお仕事帰り、そして、まだまだ収束が見えない、いわゆるコロナ禍の中で、そういう中で緊張を続けながら、ご活躍されているかと思いますけど、今、司会の方が申し上げましたけど、本日の会議にご出席いただきまして誠にありがとうございました。

なお、約２年前ぐらいでしょうか。学校で、起こりましたいじめ事案については、昨年早々に、いじめ防止対策審議会を立ち上げ、先生方にご審議をいただき、そのあと、答申をいただきました。

その後、私どもの方で、具体的な対応策とかというところで、今日までやってきたところでございます。

大きないじめ事案は、あのあと発生はしておりませんけど、でも細かなと言えば語弊があるかもしれませんが、いじめ事案は発生しております。

その解決を一つ一つやっていくことで、私たちも２年前の責任を少しでも果たしていくべきではないかなというふうに思っているところでございます。

なお、　学校におきましては、昨年度の学校経営方針の中に、「寄り添う」というキーワードを入れて、学校経営を進めているところでございます。

学校に限らず、市内１３校、また、いろんな事案も出てくることがあります。私たちもしっかり解決をしていきたいと思いますけど、また何かありましたら、先生方のご指導、ご助言をいただければありがたいと思っております。

さて、本日は、御案内をいたしましたとおり、荒尾市いじめ防止基本方針の改訂案を作成いたしました。

いろんな立場からご意見をいただいて、またよりよいものにしていき、本市からいじめをなくすという、そういう、強い意志を持って取り組んでいくことができますようご助言をいただければと思います。ありがとうございます。今日はよろしくお願いします。

３． 会議の公開について

八ツ塚会長より本日の会議の公開について、事務局案の提示を求められ、協議事項「（１）荒尾市いじめ防止基本方針（改訂案）について」は、「公開」とし、協議事項「（２）荒尾市いじめ防止対策審議会報告書に基づく対応方針について」は、個別の案件に関する発言内容に不開示情報が含まれる場合も予想されることから、「非公開」とすることを提案した。協議の結果、各委員からの反対意見等は無く承認を得た。

４． 協議事項

（１）荒尾市いじめ防止基本方針（改訂案）について

畑山課長補佐兼学務係長から当日配付の資料「各委員より出された意見と基本方針について」に基づき、説明を行った。

こちらについては、３月８日付の書面会議において、５月２０日の締め切りにて、ご意見をいただきました。そのご意見と事務局の考え方をまとめた項目について説明を行った。協議の結果、一部の修正があったが、この改訂案で承認を得た。

《主な質問・意見・要望など》

○9 ページの（オ）のところ、教職員と聞こえましたが、教頭等研修でよろしいですか。
→はい、そうです。

○22 ページの一番上、調査の主体ということで、主体と方法の間に中点がはいると思います。
→はい。そうです。

○ご意見を出された事項についての修正、それこそ誤字等に類するものもありますし、またいっぽうで文科省、県の文章の使い方、こういうふうな側面のものもあるというふうな形ですけども。事務局として、書いていただいてご苦労いただいたところかと理解をしております。

○文科省、県の改訂に合わせて文言を訂正したということでよろしいのではないでしょうか。

○インターネットに関する意見を出させて頂き、これをどのように入れていただけるかなと思っておりました。こういう形の方が取り組みやすいかなと、うまく取り込んで頂いたかなと思います。

○18 項目 19 項目、基本方針とは外れる形で、基本方針の内容そのものではなく、考え方ということでちょっと意見を述べさせていただきました。この辺りも継続的に、こういう場で検討をさせていただければと思います。

〇23 ページのところで、前回の審議会の取扱いも含めて、いじめを受けた児童生徒、保護者に対して調査内容についての事前説明を行う、それについては任意の規定で、調整を図って、こういうのは、弾力的な運用ができるんじゃないかなと思いました。

〇保護者に対する事前説明については、状況に応じて選択、検討できる余地があるということですね。本当に事案の内容によってもこの辺りをがっちり固めるのではなくて、そのたびに検討する必要があるという趣旨です。もちろんその説明をしないようにするといった、そんな意味ではないということです。

〇この改訂で全部終わりということではなくて、常に継続して、ご検討もいただくというふうな趣旨と理解しております。

〇挙げた意見についても、必ずしも基本方針の文言には、直接反映はされていなくても、委員の考え方ということで、今後も継続して共有ご検討いただきたいということで、この場ではご理解いただいているかなと思います。

八ツ塚会長より協議事項(2)荒尾市いじめ防止対策審議会報告書に基づく対応方針については、非公開とする宣言がなされた。

（2）荒尾市いじめ防止対策審議会報告書に基づく対応方針について

村上教育審議員兼学校教育課長から当日配付資料の「荒尾市いじめ防止対策審議会報告書に基づく対応方針について」に基づき、説明を行った。

協議事項が終了したため、議長の座を降壇され、進行を事務局に返された。

５．その他

[教育長よりお礼の言葉]

まず、お礼申し上げたいと思います。

先生方におかれましては、今、会長も日程等のことで、お気遣いいただきましたが、私どもにもご意見をいただきました。ご苦労をおかけして、ここにおいでいただいたことに対しまして本当にお礼申し上げたいと思います。

また、先生方が、そういう日程の中でも、ここに５名すべてご出席いただいたことが本当に私たちはとても心強く思いました。本当にありがとうございます。

先ほどからたくさんのご意見、ご提言をいただきましたが、やはり何度も出てきていますように心に残っているのは、やっぱり共有という、キーワードがしっかり残りました。まずは、来月１３日に荒尾市校長会議がありますので、この委員会の中でのいろいろなご意見を、しっかりと

共有をしていきたいと思います。
　また、荒尾市ＰＴＡ 連合会の役員会等には、年に１回ないし２回ですけど、定期的に私たちもお邪魔して、そして、この２年前の事案というところでも、まだ話はしております。
　そういうものを通して、言葉としてはいわゆる風化は絶対させずに、いわゆる被害にあわれた生徒さん、加害とされた生徒さん、どちらも非常に心を痛めた、この事案でありますので、そういうのをしっかり肝に銘じながら、子どもたちのためにまた頑張って参りたいと思いますので、先生方、お忙しいと思いますけど、またご助言、ご指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

６．閉会

令和４年度第１回荒尾市いじめ防止対策審議会の閉会を宣言した。